

岡崎城南 RC2011-2012 年度第 2 回予備理事会

2011 年 2 月 22 日 (火) 19 : 40-20 : 30

<報告事項>

2011 年 2 月 2 日 (水) ロータリー財団システム管理セミナー
(次年度の為の財団セミナー)

出席 ; 次年度会長・幹事・財団委員長 (松野敏)

14 : 00-18 : 00、懇親会

I) 財団寄付額 (2010.7.1.-2011.12.31、RI2760 地区クラブ別一覧表)

・年次寄付 ; ” 毎年あなたも 100 ドルを”

年次寄付は、寄付の基盤であり、使い道を指定することなく、
ロータリー財団に寄付するもので、3 年後に全額使われる。

本年度 6 カ月間の岡崎城南 RC の合計 ; 5,519. 51\$

(目標 75 人計算 7500\$と記載されている)

100\$53 名、2010 年まで 1\$82 円 (2010.12.27 送金)

3 名、2011 年から 1\$84 円 (2011.2.2、未送金)

RI 2760 地区 82 クラブ本年度 6 カ月間の合計 ;

499,831.39\$(1 \$84 円計算、41,985,836.76 円)

13 クラブが前期未納、これを除き 69 クラブとして

平均 1 クラブ当たり 7243.9\$ (クラブ 5,519.51\$)

RI2760 地区 4841 名 1 クラブ当たり平均 59 名 (クラブ 73 名)

・ 使途指定寄付;あらかじめ使い道を決めて寄付するもの
代表的なプロジェクト ; ポリオ・プラス・プロジェクト
” ポリオ撲滅 1 億ドルチャレンジ”

ゲイツ財団より 1 億\$ (2007.11 月) +2 億 5,500 万\$ (2009.1 月)
の寄付があった。ロータリー財団は当初、2008 年から 3 年間の計画
で、ゲイツ財団と同額の 1 億ドルのポリオ撲滅チャレンジを開始し、
寄付金の増額により、2 億ドルのチャレンジとして 2012 年 6 月 30
日まで実施される。ロータリー財団は、総額 5 億 5,500 万\$をポリオ
撲滅活動に提供する。(ロータリー情報マニュアル 2010 より)

本年度 6 ヶ月間の合計 ; 253. 13\$

(長野哲也会長、恒久基金の 1,000\$の端数)

2010-2011 年次計画書ではニコボックスより 75,000 円の予定

1000 円会員数 75 人 (年度当初)

2008-2009 年度 ; 77,525 円 (ポリオ・プラス寄付)

2009-2010 年度 ; 76,840 円 (ポリオ・プラス寄付)

以上年次報告書より

2010-2011 年度 ; (事務局 2011.2.9 送金予定)

・恒久基金寄付 ;

最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にするために、寄付金は使用せず基金として積み立てておき、収益のみが 3 年後に使用される。

本年度 6 カ月間の合計 ; 1,000\$

(長野哲也会長、ベネファクターの認証)

「ロータリー財団への協力」 ;

- ・年次寄付について、志のある会員は前期内に手続きを
- ・ニコボックスからの使途指定寄付送金も前期内に (事務局)
- ・出席義務者の出席 (手続きに留意)
- ・新地区補助金申請を考慮

II) 未来の夢計画

「年次寄付金」 + 「恒久基金の利息」

- ・国際ロータリー財団活動資金 WF ; 50%
- ・地区ロータリー財団活動資金 DDF; 50%

1) 2010-2011 年度新地区補助金の事例発表 (8 分区)

2) グローバル補助金の用件である「持続可能性」について

<協議事項>

I) 委員長からの提案

II) 出席免除会員について

年齢が 65 歳以上で、ロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上となる会員が書面をもって幹事に通告し、理事会が承認した場合には、出席規定の適用は免除される。当クラブでは現在 18 名、会員 73 名の約 1/4 を占めている。実際に現場の委員会では、これらのベテラン会員に対して、若輩委員長がどのように役割をお願いすべきか途惑う声を耳にすることが多い。

次年度は、これらの出席免除会員に対して、通常の委員会委員としての役割の他に、助言・指導を目的とした”シニア・アドバイザー”としての役割を設けることを提案し、第 1 回予備理事会では承認された。しかしながら、上記の出席免除会員を一括グループ化することは、「ロータリアンとして皆平等である」という基本に反するという意見が生じた。

ここで、”出席免除会員”について原点に戻り検討したところ、クラブ定款上、出席免除されるという項目以外には何ら特別の記載はみられない。これらの会員は、”ロータリアンの義務である例会出席が然るべき理由で不可能なときにはメーキャップする必要のない会員”であるが、その他にロータリアンとしての資格に多少なりとも不均等が生じることは好ましくない。その処遇がベテラン会員に敬意を表するものであっても、一律にグループ分けすることは適切ではないと考えるに至り、この名称を削除することを提案したい。

委員長は若輩または未経験者であっても、委員会内の役割を各委員に平等に指示、運営できるように、会員も協力することを願いたい。また、出席免除会員もロータリアンとしての義務・責任を確認し、例会出席・委員会活動・その他のロータリー・プログラムに臨んでいただきたい。

下記に一つのルールを示す。

- ・例会を欠席する場合には所定の連絡をすること
 - ・例会の欠席により決められた委員会業務が行えない場合には、所属の委員長に連絡すること
- 以上は、”皆平等のロータリアン”として行われていることと思われるが、ここに出席免除会員にも再確認していただきたい。

Ⅲ) RI および RI 財団の役員報酬などについて

一部会員からこれらの疑問を投げかけられたので、資料を提供する。

#”他人の金で奉仕するという虚構”（佐藤千尋）

「金集めの為の商業化にも傾斜する」ことへの警告

「人類が私たちの仕事」などと公言して、公私混同の公金濫費をする RI 会長の出現・・・に関する記載

（日本のロータリアン第一人者の遺稿 2008 年地区大会記録誌より）

「ロータリーの運営が RI の官僚的主導であるという誤解」；

ロータリーは、RI からもたらされる指示と情報で動くのではない。ロータリーが 100 年以上も続き、なお進化を遂げている最大の原動力は”規定審議会”、その制定事項・決議事項が常に今日的な要望と本来の理念に適合するように手直しされてきたことにある。

（2010.4.18 地区協議会第 9 分科会資料より一部抜粋）

規定審議会の構成；現在 3 年毎にシカゴで開催される立法機関

- ・投票権を持つ議員；各地区からの代表議員

2010 年開催時は 531 地区、日本の地区数は 34（6.4%）

- ・投票権を持たない議員；RI 会長以下役員、

立法案；

- ・「制定案」；RI 定款、細則、標準クラブ定款の改正を目的とする
- ・「決議案」；意見の表明や RI 理事会への要請を目的とする

立法案提出者；クラブ、地区大会、RIBI 審議会（リビ審議会）、
RIBI 大会、規定審議会、理事会

（RIBI；グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー）
クラブからの立法案は、地区大会もしくは郵便投票にて地区の審議
を必要とする。立法案の提案者は主旨および効果に関する声明文を
300 語以内で提出する。規定審議会が開催されるロータリー年度の
前年度の 12 月 31 日までに事務総長まで提出。地区当たり最多 5 件。

規定審議会の一つの決定とその 3 年後の修正について

・ 2001 年シカゴ規定審議会；

RI 会長および会長エレクトに対して、毎年感謝の意の表明として
理事会が定める一定額の金銭の支払いを認め、「事務総長が報酬を
受ける唯一の役員であるという規定から「唯一」という文言を削除
した。

・ 2004 年シカゴ規定審議会；

上記金銭の支払いを廃止し、事務総長を報酬を受ける「唯一の」
役員と再確認した。

（ロータリー情報マニュアルより）

以上、ロータリー内の自浄、改善のために、当クラブや所属の地区
が意見の表明や RI 理事会への要請を目的とした立法案を提出する
ことも可能であることを示す。